

令和7年第1回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料5

（当初発送議案）

			ページ
1	箕面市公の施設の指定管理者の候補者選定の特例に係る関係 条例の整備に関する条例の制定について 【第17号議案関係】	総務部	1
2	職場環境の改善に向けた取組について 【第1号議案関係】	総務部 健康福祉部 みどりまちづくり部	2
3	箕面市職員定数条例等の改正について 【第19号議案関係】	総務部	3
4	令和6年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する 条例等の改正について 【第20号議案関係】	総務部	4
5	定額減税にかかる不足額給付金交付事業について 【第1号議案関係】	総務部	5
6	防災力の向上に係る事業について 【第1号議案関係】	総務部	6
7	国際協力都市提携30周年記念事業について 【第1号議案関係】	人権文化部	7
8	指定管理者の指定について 【第12号議案関係】	市民部	8
9	みんなの箕面の緑の寄附条例及び箕面市まち・ひと・しごと 創生基金条例の改正について 【第23号議案関係】	地域創造部	9
10	創業支援事業について 【第1号議案関係】	地域創造部	10
11	箕面駅前活性化推進事業について 【第1号議案関係】	地域創造部	11
12	阪急桜井駅南改札口整備に係る用地取得方法の変更に伴う予 算の組み替えについて 【第1号議案関係】	地域創造部 みどりまちづくり部	12
13	オレンジゆずるタクシー当日予約の再開について 【第1号議案関係】	健康福祉部	13
14	予防接種事業について 【第1号議案関係】	健康福祉部	14
15	保健事業について 【第1号議案関係】	健康福祉部	15
16	障害者自立支援センター再整備事業について 【第1・13号議案関係】	健康福祉部	17
17	物価高騰対応市緊急支援事業（介護施設等支援）について 【第1号議案関係】	健康福祉部 子ども未来創造局	19

			ページ
18	介護認定調査のデジタル化事業について 【第5号議案関係】	健康福祉部	20
19	北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 【第30号議案関係】	みどりまちづくり部	21
20	市役所屋上広場の整備について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部 総務部	23
21	みどりの基本計画改定版策定事業について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	24
22	みどりの植樹事業について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	25
23	箕面滝道ポケットパーク整備事業について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	26
24	箕面版スクールロイヤー（弁護士職員）の教育委員会への配置について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	27
25	若者相談・支援等事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	28
26	学校の児童生徒支援体制の強化に関する事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	30
27	物価高騰対応市緊急支援事業（子育て支援）などについて 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	31
28	子育て支援レベルアップ新規3事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	33
29	文化・芸術のまち箕面推進事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	35
30	郷土資料館管理運営事業（臨時）について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	36
31	子どもの居場所運営事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	37
32	新市立病院整備事業の見直し及び令和7年度病院事業会計予算（案）について 【第8号議案関係】	市立病院事務局	38

箕面市公の施設の指定管理者の候補者選定の特例に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

総務部 総務室

公募により指定管理者を選定する公の施設において、指定管理者の指定を取り消した場合に、次の指定管理者を指定するまでの間、当該施設の管理運営上必要があるときは、公募によらず暫定的に指定管理者を指定できるように関係条例を一括で改正するため、本条例を制定します。

1 本条例で一括改正する関係条例について

条例名（所管部局順）
箕面市立市民ギャラリー条例
箕面市立市民活動センター条例
箕面市立市民文化ホール条例
箕面市立人権文化センター条例
箕面市立老人いこいの家条例
箕面市立斎場条例
箕面市立霊園条例
箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例
箕面市立かやの広場条例
箕面市立駐車場条例
箕面市立障害者福祉センター条例
箕面市立障害者自立支援センター条例
箕面市立ケアセンター条例
箕面市立介護老人保健施設条例
箕面市立老人デイサービスセンター条例
箕面市立船場広場条例
箕面市道路附属物駐車場条例
箕面市牧落住宅団地条例
箕面市営住宅管理条例
箕面市立生涯学習センター条例
箕面市立箕面文化・交流センター条例
箕面市立総合運動場条例

※箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例は、すでに改正済み。

※箕面市病院事業の設置等に関する条例は、別途改正。

2 施行日

令和7年4月1日

職場環境の改善に向けた取組について

総務部 総務室・システム管理室

健康福祉部 健康福祉政策室、みどりまちづくり部 営繕室

- ◆ 職員が日頃から感じている職場環境の改善に関する意見を反映し、働きやすい職場づくりを進めるため、令和6年度に職員アンケートを実施しました。
- ◆ アンケートで出された意見を踏まえ、職場環境の改善に向けた各種取組を実施します。

1 予算概要

(1) 名刺の公費負担(各部局の一般事務事業等)

・これまで、職員個人が負担していた公務用の名刺作成費用を公費で負担し、名刺交換等の機会を通じ、市の魅力を宣伝するツールとして活用します。

【歳出】 総額 961 千円 (印刷製本費)

【所管部局室】 各部局 政策調整室

(2) 職員パソコンのノート化(行政情報ネットワーク管理運営事業(臨時)、行政情報ネットワーク管理運営事業(消防)(臨時))

・職員が使用する業務用パソコンは、これまで1人に1台割り当てられていないことに加え、デスクトップパソコンを割り当てられている職員もあり、会議等に持ち運んで使用することができませんでしたが、全ての業務用端末をノートパソコンに更新し、1人に1台を割り当てることにより、業務の効率化やペーパーレス化を図ります。

	デスクトップパソコン	ノートパソコン	合計
現在の台数	507	716	1,223
令和7年度以降	0	1,470	1,470

【歳出】 総額 424,869 千円 (庁用器具費ほか)

【所管部局室】 総務部 システム管理室

(3) 庁内における内線電話のPHS化(庁舎管理事業(臨時)、総合保健福祉センター等管理事業(臨時))

・庁内の内線電話機を、有線電話機から持ち運び可能なPHSに切り替え、デスクから離れた場所でも通話できるという利便性や、ナンバーディスプレイや通話録音の機能を活用して、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。

切り替える台数…子機 450 台(市役所本庁舎:420 台、みのおライプラザ:30 台)

【歳出】 総額 53,493 千円 (委託料)

【所管部局室】 みどりまちづくり部 営繕室、健康福祉部 健康福祉政策室

箕面市職員定数条例等の改正について

総務部 人事室

- ◆ 多様な教育のニーズに応え、教育力を向上するための専門的な知識やスキルを持つ職員が必要となるため、教育委員会事務局の職員定数を今後の見込等を踏まえ、現行の383人から420人へ改正します。
- ◆ また、育児休業及び配偶者同行休業の代替職員を会計年度任用職員から常勤職員へ変更することに伴い、育児休業者及び配偶者同行休業者を定数外とします。

1 条例改正の概要

(1) 教育委員会事務局の定数増加

- ・子育てや教育に関する施策の推進のため、この間、教育委員会の人員を充実させてきたことに加え、これまで定数外の任期付短時間勤務職員が担ってきた教育相談員などの専門職を令和7年度から常勤化していくため、定数内の職員数が増加していきます。
- ・また、定年延長により定数の対象外であった短時間勤務の再任用職員から、定数の対象となるフルタイムの常勤職員に、段階的に移行しているため、定数内の職員数が増加しています。
- ・これらの要因により、今後の教育委員会事務局の職員数が現在の定数383人を超える見込みであるため、現行の383人から420人へ改正します。

(2) 定数の除外規定の追加

育児休業及び配偶者同行休業代替要員について、原則、常勤職員で補充することとし、過去3年間の育休取得者平均人数である、事務職15名程度、保健師3名程度の採用を行う予定のため、育児休業者及び配偶者同行休業者を定数から除外します。

2 改正する条例

箕面市職員定数条例、箕面市消防職員定数条例、箕面市上下水道企業職員定数条例、箕面市ボートレース企業職員定数条例

※箕面市職員定数条例以外の3条例は、定数の除外規定の追加のみの改正になります。

3 施行日

令和7年4月1日

令和6年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

令和6年人事院勧告に対応するため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 令和6年人事院勧告の内容と本市の対応内容

(1) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 共働き世帯の増加等、配偶者の働き方の変化により、官民共に、配偶者に係る手当の受給割合が減少していることも踏まえて、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げる（経過措置あり）。
- ② 通勤手当において、1月あたりの支給限度額を5万5千円から15万円に引上げる。
- ③ 再任用職員に対する諸手当の拡大（住居手当等）。
- ④ 特定任期付職員に対し、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給可能とする。

(2) 令和6年人事院勧告への対応内容

- ① 人事院勧告に準拠し、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げる（経過措置あり）。

扶養親族	R6（現行）	R7（経過措置）	R8
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子	10,000 円	11,500 円	13,000 円

- ② 人事院勧告に準拠し、通勤手当の1月あたり支給限度額を15万円に引上げる。
- ③ 人事院勧告に準拠し、再任用職員に対して住居手当を支給可とする。
- ④ 人事院勧告に準拠し、特定任期付職員に対して特定任期付職員業績手当を廃止、勤勉手当を支給可とする。

(3) 人件費影響額 約500万円

2 改正する条例

箕面市一般職の職員の給与に関する条例 他3条例

3 施行日

令和7年4月1日

定額減税にかかる不足額給付事業について

総務部 税務室

- ◆ 令和6年度に実施した「調整給付金」は、算定にあたり所得税については令和5年分所得を基にした推計所得税額を用いて算定しました。
- ◆ 令和6年分所得税額が確定したので、「調整給付金」を再算定し、既に給付した「調整給付金」との差額を不足額給付として支給します。(2(1)①のケース)
- ◆ 新たに事業専従者や所得超過で扶養対象から外れたかたで令和6年度住民税の所得割額が0円の者を対象に不足額給付を支給します。(2(1)②のケース)

1 予算概要

定額減税にかかる不足額給付金交付事業

【歳出】 委託料ほか	58,284 千円
交付金	650,000 千円
【歳入】 地方創生臨時交付金	708,284 千円(10/10補助)

2 不足額給付の概要

(1)支給対象及び対象人数

令和7年度に本市において住民税が課税(若しくは非課税)になる以下の要件の者

- ①令和5年に比べた所得の減少や出生等による扶養者の増加などにより調整給付金の再算定の結果、差異が生じた者

想定対象人数:約 11,300 人、想定支給額:420,000 千円

- ②事業専従者や所得超過で扶養対象から外れたかたで令和6年度住民税の所得割額が0円の者

想定対象人数:約 5,700 人、想定支給額:230,000 千円

(2)周知方法

市広報紙、市ホームページによる周知とともに、対象者へ市から確認書等を送付

(3)支給方法

①のうち、令和6年度の「調整給付金」の対象者には、市から通知書を送付し受給の辞退等を確認し、辞退等の届出がないかたに対し、当該口座に給付金を振込みます。

上記以外と②のかたは、市から送付する確認書の記載事項を確認のうえ市に返送し、市は返送された確認書の審査後、指定口座に給付金を振込みます。

※確認書及び通知書の発送予定…令和7年7月

防災力の向上に係る事業について

総務部 市民安全政策室

石川県能登半島地震の発生や南海トラフ地震臨時情報の発表等を踏まえ、災害への備えの重要性が高まっていることから、国費や緊急防災・減災事業債を活用し、避難所の生活環境の改善や地域防災ステーションの設置の拡充、情報共有システムの導入による災害対策本部の機能強化などを実施し、防災力の向上を図ります。

1 予算概要

地域防災力集中強化事業

【歳出】 工事請負費ほか	132,884 千円
【歳入】 市債(避難所環境整備事業債)	88,600 千円(交付税措置 70%)

防災システム等管理運用事業(臨時)

【歳出】 委託料ほか	134,341 千円
【歳入】 市債(防災システム整備事業債)	122,600 千円(交付税措置 70%)

2 事業概要(主な内容)

(1)地域防災力集中強化事業

- ・地域防災ステーションを9箇所増設し、誰もが歩いて行ける場所に避難所または地域防災ステーションがある環境をめざします(22,383 千円)
- ・避難所の生活環境改善のため、避難所用毛布(2,000 枚)を整備し、今後増加する資機材収納のため、防災倉庫を各指定避難所(全14基)に設置します(87,175 千円)

(2)防災システム等管理運用事業(臨時)

- ・MCA 無線の停波に伴う同報系防災行政無線の更新とともに、自治体間の災害時情報共有のための大阪府衛星無線再整備工事負担金を支出します。(113,543 千円)
- ・災害対策本部の機能強化を図るため、災害発生状況や各対策部の対応などを一元管理・共有する情報共有システムや大型モニターの導入を行います。(12,661 千円)

【参考】

地域防災力集中強化事業(令和6年度補正予算)

【歳出】 消耗品費(テント型パーティション)	79,994 千円
【歳入】 国庫交付金(新しい地方経済・生活環境創生交付金)	39,997 千円(1/2補助)

「完全プライベート型避難所」として避難所の生活環境を改善するため、のテント型パーティション(5,213 張)を追加整備します。これにより、全避難所で約 1 万 3,000 人分の避難所のプライバシーに配慮した衛生的な空間を確保します。

国際協力都市提携30周年記念事業について

人権文化部 文化国際室

- ◆ 国際協力都市提携30周年を迎えるニュージーランド・ハット市から、市長を含む訪問団を本市へお迎えし、記念式典を開催します。
- ◆ 国際協力都市提携30周年記念イベント「ニュージーランドフェア」を、みのおキューズモールで開催し、姉妹都市交流を深めるとともに、世界に開かれた、多文化が共生するまちづくりを進める機会を創出します。

1 予算概要

国際協力都市提携30周年記念事業

- 【歳出】 負担金(債務負担行為 R6に議決済) 2,200 千円
【歳入】 国際交流支援事業助成金(自治体国際化協会助成金) 1,100 千円(1/2補助)

2 事業概要

(1)国際協力都市連携30周年記念式典

- ①開催日時(予定):令和7年5月24日(土) 10:00～
- ②開催場所:みのおキューズモール キューズステージ
- ③内容(予定):箕面市長・ハット市長挨拶等、日本伝統文化パフォーマンスなど

(2)箕面市・ハット市国際協力都市提携30周年記念イベント「ニュージーランドフェア」

- ①開催日時(予定):令和7年5月24日(土) 11:00～
- ②開催場所:みのおキューズモール キューズステージ周辺一帯
- ③内容(予定):
ス テ ー ジ…ニュージーランド関連パフォーマンスなど
ブース出店…ニュージーランド関連のグッズや食品の販売、先住民族マオリの伝統的な舞踊に使われるポイの製作体験、実行委員会による出店など

指定管理者の指定について

市民部 市民サービス政策室

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市立コミュニティセンター13館の指定管理者を提案します。

箕面市立コミュニティセンター（13館）【継続】

期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間）
候補者	箕面市立コミュニティセンター管理運営委員会（13館）
管理料	毎年度事業実施に必要と箕面市が認める額（公共施設予約システムを利用していない館については、利用料金の対象となる経費を除く）
選定方法	非公募（箕面市立コミュニティセンター条例第3条）
選定理由	提案内容を審査した結果、箕面市立コミュニティセンターの管理運営を担う能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。

みんなの箕面の緑の寄附条例及び 箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例の改正について

地域創造部 箕面営業室

地方創生プロジェクト(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(※)のさらなる推進に向け、個人からのふるさと寄附金において、寄附者が使途を「市長おまかせ」と指定した寄附金及び法人以外から受けた寄附金を、プロジェクトの財源として活用する「箕面市まち・ひと・しごと創生基金」に積み立てることができるようにするため、みんなの箕面の緑の寄附条例及び箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例を改正します。

1 改正の内容について

(1) みんなの箕面の緑の寄附条例

個人からのふるさと寄附金において、寄附者が使途を「市長おまかせ」と指定した寄附金の積み立て先について、現在は、経済事情の著しい変動等、不測の事態に備えるための基金である「財政調整基金」としてありますが、地方創生プロジェクト(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)のさらなる推進に向け、プロジェクトの財源として活用する「まち・ひと・しごと創生基金」に変更します。

(2) 箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例

「まち・ひと・しごと創生基金」のさらなる充実のため、法人からの企業版ふるさと納税に加え、個人及びその他団体からの寄附金も「まち・ひと・しごと創生基金」へ積み立てが行えるように改正します。

2 施行日

令和7年4月1日

※本市の地方創生プロジェクト(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ 健康寿命の延伸 | ☐ 文化芸能・国際交流の振興 |
| ☐ ベンチャー企業の誘致・創業支援 | ☐ 豊かな自然環境の活用と環境保全の実現 |
| ☐ 鉄道・バスなどの公共交通の充実 | ☐ その他の地方創生プロジェクト |

創業支援事業について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 市内でスタートアップ(創業)に取り組む創業者を支援するため、箕面商工会議所と連携して「補助金の交付」と「経営の伴走支援」を合わせて実施します。
- ◆ 創業者による新しい挑戦を支援し、本市が「創業の地」に選ばれることで、地域の特色を生かしたビジネスの誕生を促進します。本事業を通じて、地域の魅力向上や地域経済の活性化、法人市民税収入の増加等をめざします。
- ◆ 本事業は、中小企業相談所として創業者を支援している箕面商工会議所が実施主体となり、市は同会議所に事業補助金を交付します。

1 予算概要

創業支援事業

【歳出】 補助金(箕面商工会議所への補助金) 7,694 千円

2 事業概要

(1) 補助金の内容

対象者	①令和7年中に市内で創業する予定の者 ②創業後5年未満の市内小規模事業者等
対象事業	令和7年12月末までに実施する創業や新たな取組
補助率	2/3
補助上限額	300 千円(採択者数20者程度を想定)
審査項目	・ビジネスプランの妥当性、実現可能性などの経営的な評価 ・本市の魅力向上や地域課題解決に資する取組みへの評価 等

(2) 経営支援の内容

- ・計画サポート支援: 箕面商工会議所の経営支援員によるビジネスプランの作成支援
- ・実行サポート支援: ビジネスプランの実行にむけた伴走支援
- ・フォローアップ支援: ビジネスプラン実施後の課題や継続のため必要な支援

3 スケジュール(予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
創業者			ビジネス プラン作成				ビジネスプランの実行				事業継続	
【補助金】			申請							実績報告		
商工 会議所				審査・決定							交付	
【経営支援】		計画 サポート					実行サポート				フォローアップ(※)	

※実施年度終了後も2カ年フォローアップ支援を実施

箕面駅前活性化推進事業について

地域創造部地域活性化室

- ◆ 阪急箕面駅周辺の賑わいを創出し、中心市街地活性化を図るため、その核施設となる（仮称）新みのおサンプラザ1号館の床（1～3階）の購入や内装の設計等を実施します。
- ◆ また、市民も観光客も楽しめる、より魅力的な集客交流施設にするため、内装設計段階から事業運営予定者（以下「指定管理予定者」という。）の提案やノウハウを取り入れることを目的に、指定管理予定者の公募を行うとともに、指定管理予定者に内装設計等の支援業務を委託します。
- ◆ 阪急箕面駅前において、回遊性の向上をもたらし、誰もが歩きたくなるような歩行空間を整備するため、駅前の交通ロータリーと滝道、みのお本通り商店街などをつなぎ、既存アーケードの改修やドライミストの設置等にかかる設計を実施します。

1 予算概要

◆ 箕面駅前活性化推進事業

【歳出】	委託料（新サンプラザ内装設計、設計等支援及び駅前設計）	62,235 千円
	建物購入費（新サンプラザ 1 階～3 階）	606,840 千円
	土地購入費（令和 6 年度取得（特別会計）の買戻し分及び 令和 7 年度残りの取得分（一般会計））	990,000 千円
	報償金（指定管理予定者選定謝礼）	40 千円
【歳入】	都市構造再編集中支援事業費補助（補助率 1/2）	336,800 千円
	箕面駅前活性化推進事業債（交付税措置 22%）	303,100 千円
	都市施設整備基金繰入金	1,019,000 千円
【継続費】	箕面駅前活性化推進事業（継続費）	
	事業期間：令和 7 年度～令和 9 年度、総額：4,154,890 千円	

2 （仮称）新みのおサンプラザ 1 号館指定管理予定者の公募等スケジュール

- 令和 7 年春：指定管理予定者の公募
- 令和 7 年夏：指定管理予定者の決定、設計等支援業務委託契約の締結
- 令和 9 年夏：建物（1～3階）床取得、条例設置、非公募にて指定管理者に指定
- 令和 9 年秋：指定管理者の指定（議案の提出）

3 阪急箕面駅前整備概要

令和 9 年度の新みのおサンプラザの竣工・供用開始に合わせて行う既存アーケードの改修やドライミストの設置等については、設計業務の進捗に合わせ、令和 8 年度以降、同事業（継続費）に工事費を計上いたします。また、箕面駅前ロータリーにふさわしいモニュメントなどの整備については、令和 8 年度に別途、予算計上いたします。

阪急桜井駅南改札口整備に係る 用地取得方法の変更に伴う予算の組み替えについて

地域創造部 地域活性化室
みどりまちづくり部 用地室

- ◆ 阪急桜井駅南改札口整備に必要な用地について、令和5年度に箕面市土地開発公社で予算を計上し、用地取得する計画としていましたが、市が事業用地を直接取得する手法に変更することで、建物等の移転補償費に国費の活用が可能となりました。
- ◆ 上記に伴い、「箕面市土地開発公社事業」から「市事業」に予算を組み替え、すべて市執行の予算とします。
- ◆ この手続きにより、当初の計画と比較して、約 22,303 千円の財政負担軽減効果を得ることができます。

1 予算の組み替え理由

当初、桜井駅南改札口の事業用地については、任意買収であるため状況に応じた対応が可能な箕面市土地開発公社（以下「公社」という。）にて取得する計画としていました。

この間、関係者協議を重ね、令和9年の供用開始を目標設定したことにより、事業進捗に合わせた財政負担軽減の手法をあらためて検討した結果、市が直接用地取得を行うことで建物等の移転補償に国費の活用が可能となったため、予算を組み替えます。

2 予算概要

(1)用地室(一般会計)

【歳出】 委託料(測量調査及び鑑定)	9,819 千円
補償金(建物等移転補償)	40,552 千円
【歳入】 国庫交付金(社会資本整備総合交付金)	22,303 千円(補助率 55/100)

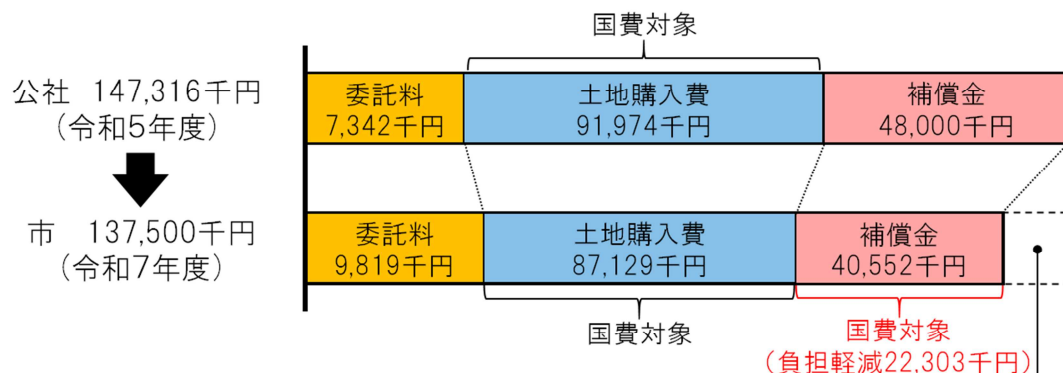
(2)地域活性化室(一般会計)

【歳入】 土地開発公社貸付金収入	147,316 千円
------------------	------------

(3)地域活性化室(特別会計公共用地先行取得事業費)

【歳出】 土地購入費(桜井駅南改札口等用地)	87,129 千円
------------------------	-----------

3 予算比較



オレンジゆずるタクシー当日予約の再開について

健康福祉部 健康福祉政策室

- ◆ 福祉有償運送オレンジゆずるタクシーは、高齢者や障害者などの公共交通機関の利用が困難な方を対象に運行しています。令和6年度に、対象者、運賃の見直しにあわせて「事前予約制」に変更しましたが、より利便性を高めるため車両台数を増車し、「当日予約」の運行を再開します。
- ◆ 引き続き、高齢者や障害者など福祉車両を必要とする方が、気軽にオレンジゆずるタクシーを利用できるよう、持続可能な福祉輸送の確立をめざします。

1 予算概要

福祉輸送利用促進モデル事業

【歳出】 補助金 4,873 千円 (①「当日予約」再開に伴う費用)

33,187 千円 (②運営収支差補助)

計 38,060 千円

【参考】当初予算の比較

	①「当日予約」再開	②運営収支差補助	計(①+②)
令和7年度	4,873 千円	33,187 千円	38,060 千円
令和6年度	—	27,727 千円	27,727 千円
増加額	4,873 千円	※5,460 千円	10,333 千円

※②運営収支差補助増加額の内訳(車検費用 2,870 千円、運行費用 2,590 千円)

2 運用変更の内容

- 利用者の利便性を高めるため 令和7年4月1日から当日予約を再開します。
- ニーズの高い診療後の配車や当日の急な予約変更にも柔軟に対応できるよう事前予約状況にあわせた運行体制に加え、当日予約用の車両と運転手を配置します。
- 配車台数をこれまでの8台から最大11台まで増やし予約の取りにくい状況を改善します。

予防接種事業について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 国において、带状疱疹ワクチン接種を予防接種法の定期接種に位置づける方針が示されました。
- ◆ 本市は、国の「定期接種」の方針に基づき、令和7年4月から、当該年度に65歳となる高齢者などを対象に带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します。
- ◆ 定期接種の対象者で、接種を希望される方に対し、接種費用の一部を助成します。

1 予算概要

予防接種事業(带状疱疹ワクチン定期接種にかかる予算)

【歳出】委託料	52,982 千円	(医師会への委託料等)
補助費	4,443 千円	(他市で接種された市民への還付金)
印刷製本費等	2,139 千円	(令和8年度定期接種の準備費用)

【歳入】予防接種徴収金 13,053 千円 (被接種者の自己負担金)

(参考)令和7年度定期接種の準備について

- ・令和7年当初から定期接種を実施できる体制を整えるため、令和7年度の定期接種の準備(接種券の印刷等)は、令和6年度の予防接種事業の予算で実施します。

2 定期接種の概要

(1)定期接種の対象者

- ・65歳の方
- ・60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で日常生活がほとんど不可能な程度の障がいの有する方
- ・70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方(5年間(令和7年度～令和11年度)に限り対象)
- ・101歳以上の方(令和7年度に限り対象)

(2)ワクチンの種類、自己負担金等

- ・接種費用の約1/2を助成します。

	生ワクチン	組換えワクチン
接種回数	1回	2回
自己負担金	4,500 円	11,000 円×2回

保健事業について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 本市では、現在、がん検診、歯科健診、基本健診などの市民検診（健診）を無料で実施していますが、令和7年度からの市民検診（健診）に、40歳から70歳の5歳年齢ごとの女性を対象とした骨粗鬆症検診を追加し、骨折予防等の早期発見・早期治療の取り組みを推進します。
- ◆ 現在、40歳から74歳の偶数年齢を対象に実施している市民歯科健診について、対象年齢に20歳と30歳を追加します。また、妊婦歯科健診について、集団健診から市内指定歯科医療機関での個別健診に変更し、受診・治療しやすい環境を整えます。
- ◆ 胃がん検診は、国の指針に基づき、50歳以上の偶数年齢を対象とし、胃内視鏡（胃カメラ）検査と胃部エックス線（バリウム）検査の選択制に変更します。

1 予算概要

保健事業	【歳出】 委託料	309,711 千円	健康診査委託他
	【歳入】 国庫補助金	3,483 千円	
	府補助金	6,191 千円	

2 令和7年度からの主な変更点

(1) 骨粗鬆症検診（新規）

- ・対象者 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性
- ・自己負担 無料
- ・実施場所 市内指定医療機関

(2) 市民歯科健診（変更）

- ・対象年齢に20歳と30歳を追加します。

	現在	令和7年度から
対 象	40歳から74歳で偶数年齢の方	20歳と30歳の方、 40歳から74歳で偶数年齢の方
自己負担	無料	無料
実施場所	市内指定歯科医療機関	市内指定歯科医療機関

(3)妊婦歯科健診(変更)

・年6回の集団健診から市内指定歯科医療機関で受診可能な個別健診に変更します。

	現在	令和7年度から
自己負担	無料	無料
実施場所	総合保健福祉センター	市内指定歯科医療機関
実施日時	偶数月の第3木曜日(年6回)	医療機関毎の診療時間による

(4)胃がん検診(変更)

・50歳以上の偶数年齢を対象と、胃内視鏡(胃カメラ)検査と胃部エックス線(バリウム)検査の選択制に変更します。

	現在	令和7年度から
対 象	40歳以上	50歳以上で偶数年齢
自己負担	無料	無料
内 容	胃部エックス線(バリウム)検査	胃内視鏡(胃カメラ)検査と 胃部エックス線(バリウム)検査の 選択制
実施場所	市内指定医療機関	市内指定医療機関

障害者自立支援センター再整備事業について

健康福祉部 障害福祉室

障害者の日中活動の場である市立障害者自立支援センターあかつき園(瀬川3丁目)の再整備について、令和9年4月の新施設開所をめざし、本格的な工事に着手します。

また、再整備までの間の臨時的措置として、同施設の現行指定管理者(社会福祉法人あかつき福祉会)の指定管理期間を3年間延長します。

1 予算概要

障害者自立支援センター再整備事業(継続費)

【歳出】

工事請負費	772,594 千円	(あかつき園北棟等解体工事、 新あかつき園等整備工事)
補償補填及び賠償金	47,000 千円	(敷地内法人所有建物撤去に伴う補償)
委託料	25,045 千円	(現場監理委託、廃棄物処理委託等)
負担金補助及び交付金	4,241 千円	(水道口径別納付金)
修繕料	2,964 千円	(建替に伴う既存施設の修繕等)
備品購入費	2,000 千円	(建替に伴う製袋用倉庫等)
原材料費	500 千円	(建替に伴う既存施設の修繕等)

【歳入】

生活介護等基盤整備事業債 765,700 千円 (交付税措置39%)

2 再整備の概要

(1)再整備後の施設の概要

①新あかつき園棟

- ・実施事業：生活介護事業 50名定員
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造 2階建

②新事務所棟(障害者事業団緑化事務所)

- ・実施事業：障害者事業団緑化事務所
- ・建物構造：鉄骨造 1階建

③ワークセンターささゆり棟(既存施設の改修)

- ・実施事業：生活介護事業 50名定員、就労継続支援B型事業 10名定員
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造 3階建

最終形配置図



(2)整備スケジュール(予定)

- ・令和6年度 : 実施設計、温室解体工事等の先行実施
- ・令和7年度 : あかつき園北棟解体工事、新あかつき園等新築工事着手
- ・令和8年度 : 新あかつき園等新築工事
- ・令和9年4月: 新あかつき園リニューアルオープン
- ・令和9年度 : ワークセンターささゆり棟改修、あかつき園南棟等解体工事等
- ・令和10年2月:再整備完了

3 現指定管理者の指定管理期間の延長

(1)指定管理期間

(変更前)平成22年4月1日から令和7年3月31日

(変更後)平成22年4月1日から令和10年3月31日

(2)指定管理者 社会福祉法人あかつき福祉会

(3)指定管理料 59,232,535 円

(指定管理料にかかる債務負担行為: 令和6年度補正予算)

物価高騰対応市緊急支援事業 (介護施設等支援) について

健康福祉部 高齢福祉室・障害福祉室／子ども未来創造局 子どもすこやか室

電気・ガス料金高騰の影響が残る中、物価高騰分をサービス価格に転嫁することが困難な介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に対し、地方創生臨時交付金(物価高騰対応重点支援交付金分)を活用し、支援金を交付します。

1 予算概要

物価高騰対応市緊急支援事業(高齢福祉)ほか2事業

【歳出】 物価高騰対策支援金ほか 31,196 千円

【歳入】 国交付金(地方創生臨時交付金) 31,196 千円(10/10 補助)

(千円)

所管	対象施設	支援金	事務費	合計
高齢福祉室	介護サービス事業所等	23,200	836	24,036
障害福祉室	障害福祉サービス事業所等	5,197	407	5,604
子どもすこやか室	障害児通所支援事業所等	1,149	407	1,556
合計		29,546	1,650	31,196

2 支援の考え方

- ・支援対象期間は、国支援対象期間(8か月間)を除く4か月間 (令和6年6～7月・11～12月分)とします。
- ・大阪府支援の対象外となる施設等(市指定管理施設である介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所を含む)については、府支援分に相当する支援額を加算します。

3 支援単価(4か月分)

- ・入所・居住・短期入所サービス 定員1名あたり 6,800 円
- ・通所サービス 定員1名あたり 2,400 円
- ・訪問・居宅介護支援サービス等 施設1所あたり 18,000 円

4 交付金の申請・支給方法等

- ・対象事業所等へ市ホームページ等により周知、交付申請受付(6月以降)
- ・申請に基づき交付決定後、指定口座に交付金を振り込み

介護認定調査のデジタル化事業について

健康福祉部 高齢福祉室

令和7年10月から、介護認定調査アプリを活用した認定調査を実施し、業務の効率化を進めることにより、申請から認定までの期間を短縮し、市民サービスの向上を図ります。

1 予算概要

介護認定調査のデジタル化事業

【歳出】 委託料(介護認定調査アプリ導入委託料)、備品購入費(認定調査用端末等)

ほか 15,224 千円

【歳入】 国庫交付金(新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型))

7,612 千円(1/2補助)

2 事業概要

(1)介護認定調査アプリの導入

- ・認定調査時に調査員がアプリを搭載した端末を持参し、調査内容の記録に活用します。
- ・アプリの機能である、「調査員テキストの閲覧」や「特記事項を選択肢から選択」を活用することで、調査書類の作成精度の向上や調査内容の事後確認にかかる時間を短縮し、より迅速かつ効率的な認定調査を実現することにより、申請から認定までの期間短縮を図ります。

(2)書かない窓口の運用及び申請内容の自動入力

- ・窓口申請においても、オンライン申請端末を用いて書かない窓口を実現し、申請にかかる市民の負担軽減を図ります。
- ・申請情報を基幹システムに自動入力することで、業務の効率化・迅速化を図ります。

3 予定スケジュール

- | | |
|--------------------|-------|
| ・介護認定調査アプリ導入事業者選定 | 4月～5月 |
| ・システム構築・検証 | 6月～9月 |
| ・市ホームページ・広報紙等による周知 | 9月 |
| ・介護認定調査アプリ使用等を開始 | 10月～ |

北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地)地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

みどりまちづくり部 まちづくり政策室

- ◆ 令和6年12月5日、粟生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地)地区(以下、「本地区」という。)において、本地区の土地利用計画に基づき、土地利用、建築物等の整備の方針や建築物に関する制限事項等を定めた地区計画を都市計画に決めました。
- ◆ 市は、地区計画で定めた内容に実効性を確保することを目的に、建築基準法第68条の2に基づき、本地区で建築物を建築する際のルールを条例で定め、周辺に広がる住環境との調和を図りながら本地区の特徴や目的に合ったまちづくりの実現に寄与します。

1 条例の概要

● 建築物に関する制限事項

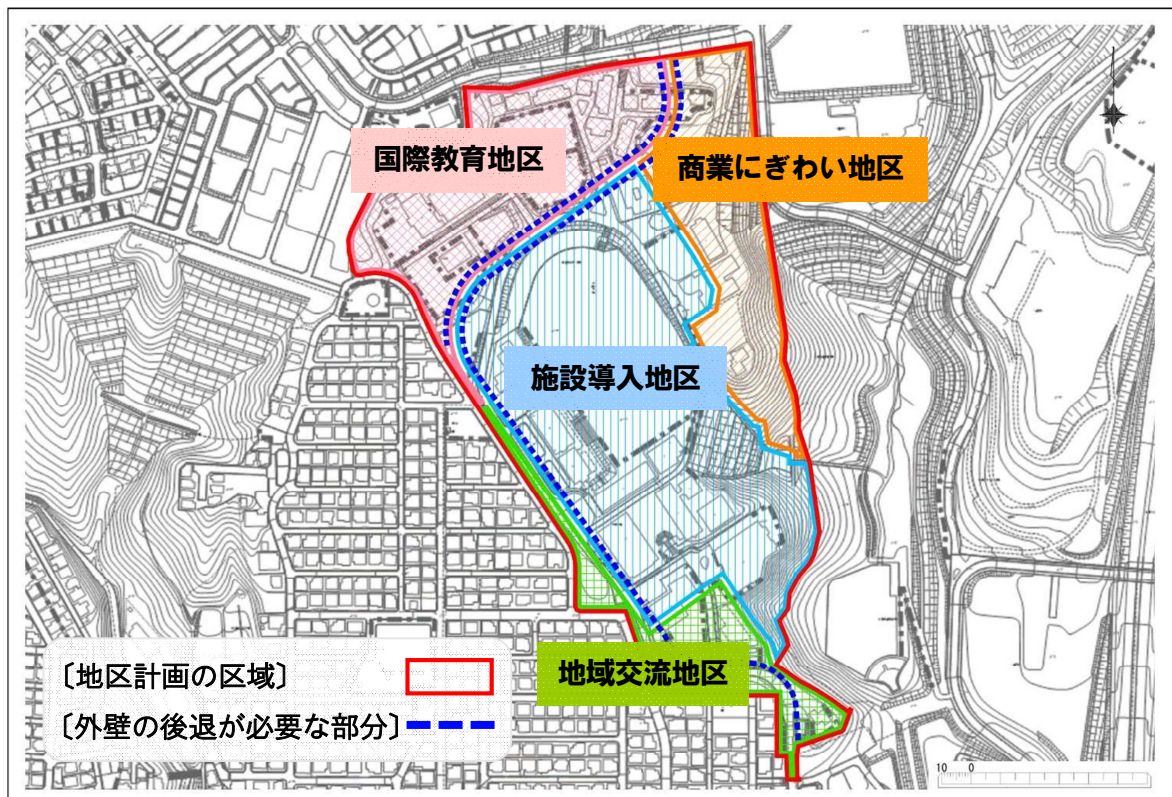
本地区を4つの地区に分け、地区ごとに建築できる建築物等を制限しています。

	国際教育地区	商業にぎわい地区	施設導入地区	地域交流地区
主な用途	(学校施設)	(商業施設)	(データセンター)	(交流館)
制限する主な用途	・住宅 ・病院 ・老人ホーム ・ホテル ・パチンコ屋	・住宅 ・共同住宅 ・学校 ・ホテル ・パチンコ屋 ・風俗施設	下記以外の建築物 ・データセンター ・危険物の貯蔵、処理施設 ・事業所内保育所 ・附属建築物	下記以外の建築物 ・店舗、事務所(遊戯施設、風俗施設等を除く) ・保育所 ・駐車場、駐輪場 ・附属建築物
建築物の高さ	22m以下	22m以下	31m以下	12m以下
建築物の最低敷地面積	500㎡以上	200㎡以上	2,000㎡以上	150㎡以上
外壁の後退距離	道路境界線から2m以上			

※ 国際教育地区及び商業にぎわい地区については、建築できない主な建築物を示しています。

※ 施設導入地区と地域交流地区については、建築可能な主な建築物を限定的に列举し、それ以外の建築物の建築を制限しています。

2 地区計画の区域と地区の区分



3 施行日

公布の日から

市役所屋上広場の整備について

みどりまちづくり部 営繕室／総務部 人事室

- ◆ 市役所本館屋上の一部を整備し、来庁者及び職員の憩いの広場として開放します。
- ◆ 屋上防水を強化した上で人工芝を敷設し、テーブル、ベンチ及びフラワーポット等を配置します。

1 予算概要

庁舎管理事業(臨時) 総額 96,361 千円

上記のうち、市役所屋上広場の整備費

【歳出】 26,136 千円 (需用費 1,800 千円、工事請負費 24,336 千円)

【歳入】 25,000 千円 (大阪府補助金 5,000 千円、基金繰入金 20,000 千円)

2 実施目的

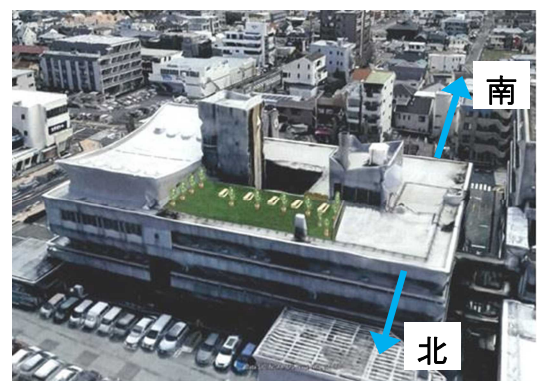
- ・ 市民に屋上広場を開放し、北に広がる箕面の山なみなどの眺望を楽しめる憩いの広場としてご利用いただきます。
- ・ 屋上広場を職員も利用可能とし、休憩・休息場所として活用することで職員の福利厚生を充実させます。

3 整備内容

市役所本館屋上の北側の一部を「憩いの広場」として活用するため、以下のとおり整備を行います。

- ・ 人工芝の敷設
- ・ テーブル、ベンチ、フラワーポット等を配置
- ・ 屋上階エレベーターホールから屋上への動線のバリアフリー化、段差解消
- ・ 屋上階の階段、エレベーターホールの安全対策(3階への落下防止等)
- ・ 屋上階エレベーターホールから屋上への出入り口の改修
- ・ 屋上防水の改修

整備イメージ



4 整備予定

- ・ R7. 4月～8月 設計、ベンチ等発注
- ・ R7. 9月～R8. 3月 工事
- ・ R8. 4月 オープン

みどりの基本計画改定版策定事業について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ みどりの基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮し、緑地の保全から公園緑地の整備、維持・管理、そのほかまちの緑全般について「みどりの将来のあるべき姿」と「それを実現するための施策」を明らかにするものです。平成16年に策定した計画は、その後平成24年に改定し、令和7年に目標年次を迎えるため、今回改定を実施します。
- ◆ 改定内容については、平成24年の改定以降、社会情勢の変化やニーズに応じて、新たなみどりの施策を実施していることから、これらを計画に位置付けるとともに、みどりの確保目標水準の指標を検討し、望ましい将来像の実現化方策を踏まえた計画に改定するものです。

1 予算概要

【歳出】 みどりの基本計画改定版策定業務委託 4,730 千円

2 改定内容について

- (1) 社会情勢の変化やニーズに応じた、下記の新たなみどりの施策を位置付け
 - ・平成28年度から開発事業等緑化負担税が導入され、市所有林や公園・緑地等の維持管理、保護樹木等の管理費を助成する取組を実施。
 - ・令和元年から森林環境譲与税が導入され、山麓保全委員会を通じた山林所有者への助成や、令和5年からは止々呂美地区における間伐等の森林整備に着手。
 - ・令和6年度には箕面市街路樹マネジメント計画を策定。
- (2) みどりの確保目標水準の指標の検討
 - ・みどりの豊かさを表す指標として、より市民が実感しやすい方法で、箕面のみどりの状況や変化を分かりやすく伝え、多くの市民に、みどりを増やす取組みへの参加意識の向上を図るため、新たにまちの「緑視率」を数値化する。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年 4月～ 6月 みどりに関するアンケート調査、緑視率の調査箇所選定
- 7月～ 8月 アンケート集計、緑視率調査
- 9月～10月 専門家への意見聴取、計画素案の作成
- 11月～12月 パブリックコメントの実施
- 令和8年 1月～ 3月 パブリックコメント結果集計、改定版策定

みどりの植樹事業について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ みどりの植樹事業は、緑あふれる突き抜けるブランド力あるまちづくりを進めて行くため、桜の木をはじめ特徴ある景観を創出し、住宅都市としてのブランド価値を高めていきます。
- ◆ 令和7年度は、芦原公園の蓮池跡地に整備した広場に桜の植樹を行い、花見や散策などで市民から喜ばれる広場にします。

1 予算概要

【歳出】 桜の木植栽業務委託 1,350 千円

2 整備内容

芦原公園の芦原池東側の蓮池跡地には、令和4年度のリニューアル工事にて、北側は遊具エリアとして大型の複合遊具などを整備し、南側は運動エリアとして自由に遊べるグラウンドとして整備しています。令和7年度は、蓮池跡地に整備した広場の周囲に桜の植樹を15本程度行い、花見や散策など市民から喜ばれる広場にします。



3 植樹時期（予定）

桜の植樹に適した令和7年11月～12月頃に実施します。

箕面滝道ポケットパーク整備事業について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ 滝道の遊休地を取得し、自然環境と調和したポケットパークとして整備することにより、訪れた観光客やウォーキングを楽しむ方々の休憩や癒やしの空間整備を行います。
- ◆ ポケットパークには、ひといきつけるようにベンチを設置するとともに、キッチンカースペースを設けることで、滝道の賑わい創出にも貢献します。

1 予算概要

箕面滝道ポケットパーク整備事業 24,333 千円

【歳出】 工事請負費 4,046 千円

土地購入費(土地開発基金からの買い戻し) 20,287 千円

2 整備内容

訪れた観光客やウォーキングを楽しむ方々がひといきつけるようにベンチを設置します。
また、キッチンカースペース整備のため、既存コンクリートを撤去し、舗装を行います。
法面の緑化やもみじなどの植樹を行い、自然と調和したポケットパークとして整備します。



3 スケジュール（予定）

令和7年4月～6月頃 土地開発基金からの用地買い戻し

令和7年6月～8月頃 ポケットパーク整備



箕面版スクールロイヤー（弁護士職員）の 教育委員会事務局への配置について

子ども未来創造局 教育政策室

- ◆ 教育行政の法務相談を専門的に担う箕面版スクールロイヤー（弁護士職員）を、令和7年度から教育委員会事務局にフルタイム職員として1名配置します。
- ◆ 虐待やいじめ、学校事故、不当要求への対応等、学校が直面する諸課題に対して、箕面版スクールロイヤーがスクールソーシャルワーカー等の学校を支える専門職とも連携しながら、初期対応の段階から教職員へ助言を行うことで、子どもたちの最善の利益の実現をめざします。

1 予算概要

人件費（事務局費）

【歳出】 6,904 千円（総務部人事室事業にて計上）

2 業務内容

保育所、幼稚園、認定こども園、学校及び教育委員会などにおける法務相談

（1）スクールロイヤー（主たる職務）

- 助言・アドバイザー業務（虐待やいじめ、学校事故、不当要求、触法、非行などの問題行動）
- ケース会議への出席（児童生徒支援に関する会議など）
- 研修・出張授業（教職員へのコンプライアンス研修、児童生徒への法教育など）

（2）教育行政全般（その他職務）

- 教育委員会事務局内各業務（学校教育、保育など）における法律相談及び指導
- 施策の法的妥当性や法令への適合性の検証
- 教育委員会事務局対象の暴力や不当要求行為への対応に関する助言・指導
- その他弁護士としての知識と経験がいかされる業務 など

3 その他

雇用形態	箕面市任期付（フルタイム）職員【室長級】
任 期	令和7年（2025年）7月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
想定年収	1年目（9ヶ月間）がおおむね 568 万円、2年目がおおむね 868 万円



若者相談・支援等事業について

子ども未来創造局 青少年育成室

- ◆ 家庭や学校などで様々な悩みや不安を有しているが窓口へ相談しづらい若者がその悩みを解消できるよう、SNSを活用した若者相談事業を実施します。友達関係や学習、進路など、若者が抱える悩み事を、SNSによる相談を通じて早めの解消につなげてもらうとともに、自分一人では解決が難しい課題・困難を有する若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう情報提供等を行います。
- ◆ 社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者支援に関する関係機関等からなる「(仮称)子ども・若者支援地域協議会」を設置し、情報交換や連絡調整、調査・研究等を行います。

1 予算概要

【歳出】 若者相談・支援等事業	8,711 千円
①委託料	8,571 千円
②報償費	56 千円
③旅費	84 千円
【歳入】 国補助金(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)	
	4,285 千円(委託料の1/2補助)

2 事業概要

(1) SNSを活用した若者相談事業

- ・若者が直面する課題は、虐待やDV、ひきこもり、発達障害、経済的困窮、ヤングケアラー、就労など多種多様であり、相談内容に応じて、青少年指導センターや児童相談支援センター、生活援護室、地域包括ケア室、児童生徒指導室、箕面営業室など各担当室が相談を受け付け、必要に応じて他室等とも連携を図るなど、適切に対応しています。
- ・しかしながら、これらの相談窓口などに相談しづらい若者が一定数いることから、若者に寄り添いその悩みを解消できるよう、若者に直接つながるツールとして有用な SNS を活用した若者相談事業を新たに実施します(委託事業)。
- ・中学・高等学校相当年齢をメインターゲットとして、事業の周知・啓発を行います。
- ・相談日は、平日や土曜日など複数日を設定し、各日3時間程度を予定。



・友達関係や学習、進路など、若者が抱える悩み事を、SNS による相談を通じて早めの解消につなげてもらうとともに、自分一人では解決が難しい課題・困難を有する若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう情報提供等を行い、必要に応じて適切な関係機関につないでいきます。

(2)「(仮称)子ども・若者支援地域協議会」の設置

・社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「(仮称)子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関等が子ども・若者支援に関する情報交換や連絡調整、調査・研究等を行います。

【関係機関等(予定)】

とよの地域若者サポートステーション、池田公共職業安定所、箕面警察署、箕面子ども家庭センター、池田保健所、暮らしづくりネットワーク北芝、あっとすくーる、箕面市国際交流協会、箕面市社会福祉協議会、市内中学・高等学校等の関係機関、及び市の各担当室

学校の児童生徒支援体制の強化に関する事業について

子ども未来創造局 児童生徒指導室・教職員人事室

小中学校の生徒指導、不登校対策の一層の推進・充実を図るため、校内教育支援センターで不登校等の児童生徒を支援する校内教育支援センター支援員と、生徒指導担当の専任化のための授業支援員を増員します。

1 予算概要

(1)教育相談事業(うち、校内教育支援センター支援員にかかる予算)

【歳出】 会計年度任用職員 報酬、費用弁償 12,670 千円

【歳入】 国府補助金(校内教育支援センター支援員の配置) 8,446 千円

(2)授業支援員配置事業

【歳出】 会計年度任用職員 旅費ほか 546 千円(報酬等は総務部人事室の事業で計上)

【歳入】 なし

2 強化の概要

(1)校内教育支援センター支援員

	令和6年度	令和7年度
強化の概要	大阪府が実施主体となり、3名の校内教育支援員を配置	箕面市が実施主体となり、7名の校内教育支援センター支援員を配置予定 ※国1/3、府1/3補助 補助上限あり ※各中学校区内の小学校に1名配置 (小中一貫校は2校で1名)
役割	- 登校はできるけれど学級に入りづらい児童生徒に学校内の居場所を確保し、不登校の未然防止やさらなる早期対応をめざす。 - 登校しづらい児童生徒の意欲やペースに応じた登校復帰を支援する。	

(2)授業支援員

			令和6年度	令和7年度
配置状況	小学校 (14校)	生徒指導加配等(府費)	8名	7名(-1)
		授業支援員(市費)	5名	7名(+2)
	中学校 (8校)	生徒指導加配等(府費)	0名	0名
		授業支援員(市費)	8名	8名
強化の概要	学級数減により生徒指導加配(府費)がなくなる見込みの西南小学校と、これまで授業支援員(市費)の配置がなかった豊川北小学校に、新たに1名ずつ授業支援員(市費)加配することで、全小中学校で生徒指導担当の専任化を実現する。			
役割等	本来、生徒指導担当教員が担う教科指導等を、市費の授業支援員が代わって実施することにより、生徒指導担当を専任化する。			

物価高騰対応市緊急支援事業 (子育て支援) などについて

子ども未来創造局 子育て支援室／学校給食室／
保育幼稚園総務室／保育幼稚園利用室

- ◆ 物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、子ども1人につき1万円の「物価高騰支援給付金」を市の負担なく支給します。
- ◆ 対象は、本市に住民登録のある中学3年生以下の子どもで、所得制限はありません。
- ◆ 申請は児童手当の情報を活用し、公務員などの一部のかたを除きプッシュ型で支給します。
- ◆ 令和7年度は、当該給付の実施に伴い、「学校給食運営事業」、「保育所運営事業・認定こども園運営事業」及び「箕面市保育所等給食に係る物価高騰支援補助金」に地方創生臨時交付金は充当しません。

1 予算概要

物価高騰対応市緊急支援事業(子育て支援)

- (1)歳出 241,938 千円(報酬・職員手当・旅費・需用費・役務費・委託料・交付金)
(2)歳入 241,938 千円(地方創生臨時交付金:箕面営業室所管)

2 「物価高騰支援給付金」について

交付対象	中学3年生以下の子どもの保護者 ※所得制限なし
基準日	令和7年4月30日
申請について	対象の全世帯あてに、6月中旬にお知らせを送付
	児童手当受給者については、申請不要
	公務員や児童手当を未申請のかたは、申請が必要
交付額	子ども1人につき 10,000 円
支給日	①申請不要のかたは、7月中旬の支給を予定
	②申請が必要なかたは、申請手続が必要なため、①の支給日以降を予定

3 給食費等の改定について

物価高騰による給食材料費への影響を低減し、保護者の負担を増やすことなく給食内容の質の維持を図るため、これまで地方創生臨時交付金を活用してきた「学校給食運営事業」、「保育所運営事業・認定こども園運営事業」への補填と、「箕面市保育所等給食に係る物価高騰支援補助金」の交付は、「物価高騰支援給付金」の支給に伴い実施せず、令和7年度から給食費等を以下のとおり改定します。

(1) 学校給食費について

学校給食費の1食単価は、現在 260 円～328 円(保護者負担額は国の交付金を活用して 233 円～295 円)ですが、改定方針に基づき、令和7年4月から1食単価 286 円～365 円(26 円～37 円の増額。保護者負担額は 53 円～70 円の増額)に改定します。

(単位:円)

		令和6年度			令和7年度（改定後）	
		1食 単価	保護者負担額		保護者負担額	
			1食 単価	月額	1食単価 （差額）	月額（差額）
小学校	低学年（1・2年生）	260	233	3,961	286（+53）	4,862（+ 901）
	中学年（3・4年生）	265	238	4,046	295（+57）	5,015（+ 969）
	高学年（5・6年生）	269	241	4,097	301（+60）	5,117（+1,020）
中学校 1・2 年生		328	295	4,720	365（+70）	5,840（+1,120）
中学校 3 年生				5,015		6,205（+1,190）

* 中学生は、1・2年生が4～3月まで(8月を除く)の11回徴収、3年生が4～2月まで(8月を除く)の10回徴収となるため、月額に差があります。

※学校給食費の無償化については、令和8年度以降の実施に向けて検討中です。

(2) 保育園等について

保育園等では、3歳児以上の園児について、主食費 1,000 円と副食費 4,500 円(ともに月額)が保護者負担となっていますが、令和7年度は、公立・民間ともに副食費を現在の国基準額である月額 4,800 円に改定します。

子育て支援レベルアップ新規3事業について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 子どもを持つことを希望する夫婦の経済的な負担に対して支援を行い、また、経済的にも身体的にも負担のかかる妊娠前から1歳の子育てを支援し、妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援を強化することで、さらに子育てしやすい環境を整えます。
- ◆ 子どもを持つことを希望する夫婦に対し、不妊症、不育症の治療に要する費用の一部を助成します。
- ◆ 妊娠前から1歳の誕生日までの時期において、体調不良や育児不安を抱える家庭を中心に、家事や育児を支援するためのヘルパーを派遣します。
- ◆ 生後3か月から1歳の誕生日までの子どもがいる家庭に、市の研修を受けた配達員が毎月おむつなどの支給品を届けます。

1 予算概要等

(1) 母子保健事業(妊娠前:不妊治療費等補助)

【歳出】 不妊治療費等補助金 14,000 千円

【歳入】 府交付金 1,000 千円(教育政策室所管)

対象者	医師が必要と認めた不妊症、不育症の治療を受けられた夫婦 ※夫婦は、法律上、事実上のいずれも対象 280組を想定
対象費用	医師が必要と認めた不妊症、不育症の治療にかかる検査・治療費のうち自己負担した治療費
助成金額	夫婦1組について1年度に1回5万円を上限として助成
スケジュール	10月受付開始予定(令和7年4月以降に実施した治療を対象)

(2) ぴよぴよサポート事業(家事・育児支援)

【歳出】 委託料ほか 11,533 千円

対象者	妊娠前から1歳の誕生日までの子どもがいる全世帯を対象とし、体調不良や育児不安を抱える家庭を中心とする。 86家庭を想定
実施方法	委託事業として実施(提供体制が豊富な家事支援専門業者を想定)
実施内容	家事、育児支援(食事準備、洗濯、掃除、育児の補助など)
利用回数	1家庭40回まで 1回あたり2時間
利用料金	初回無料 2回目から1回 1,400 円(非課税世帯は無料)
スケジュール	・4月～6月 事業者募集、選定 ・7月～9月 事業者の研修、準備 ・10月～ 事業開始予定

(3)見守りおむつ定期便事業(生後3か月から1歳のお誕生月まで)

【歳出】 委託料ほか 35,797 千円

【歳入】 基金繰入金 35,000 千円(箕面営業室所管)

対象者	生後3か月から1歳の誕生月までの子どもがいる家庭 720家庭を想定
実施方法	委託事業として実施(当該事業の実施実績がある事業所を想定)
実施内容	研修を受けた見守り配達員がおむつ、おしり拭き、ミルク、離乳食など各家庭が希望する支給品を毎月訪問配達
利用回数	1家庭最大10回(月1回)
利用料金	無料
スケジュール	びよびよサポート事業と同じ

文化・芸術のまち箕面推進事業について

子ども未来創造局 文化国際室

- ◆ 「文化・芸術のまち箕面」のブランド化を目指します。
- ◆ 文化・芸術・国際交流に広く市民が参加している「アートフェス」の開催に加え、新たに市内の公共施設各所にアート作品を展示するほか、公共施設のガラス窓などにガラスアートを描くなど、アートに溢れた「まち」を創出します。
- ◆ 箕面駅前等の野外ステージ等を活用し、まちなかで音楽やダンスを気軽に楽しめる場を提供します。

1 予算概要

文化・芸術のまち箕面推進事業

【歳出】 報償費	460 千円
需用費	400 千円
役務費	480 千円
委託料	3,064 千円
使用料及び賃借料	197 千円
計	4,601 千円

2 事業概要

- (1) 箕面アートフェスを開催し、多様な人々が交わり創造する協奏のまちづくりの趣旨のもと、文化・芸能に係るプロのアーティストや作品などと触れられる場を提供し、まちのブランド力向上をめざします。
- (2) 箕面市役所本庁舎のほか、生涯学習センター等、可能な限り多くの公共施設を活用し、館内にアート作品を展示するほか、ガラス扉やチョークボードを使ったアート制作などにより、公共施設を訪れる人々が日常的にアートを感じられ、表情豊かなアートに溢れた「まち」を創出することで、豊かな心を育みます。
- (3) 箕面駅前、桜井駅前、箕面船場阪大前駅の野外ステージ等を活用し、学生や市民団体等へ発表の場を開放して利用してもらうことにより、まちなかで音楽やダンスを楽しめる場を提供するなど、子ども達への情操教育の充実をはかるとともに、文化活動をより身近に感じられる環境を創出します。

郷土資料館管理運営事業（臨時）について

子ども未来創造局 文化国際室 郷土資料館

- ◆ 箕面出身で48人目の赤穂義士とも称される忠節の武士・萱野三平が令和7年に生誕350年を迎えることを記念し、郷土資料館で企画展や関連講座を行います。

1 予算概要

郷土資料館管理運営事業（臨時）

【歳出】

・備品購入費	1,662 千円
・委託料	1,450 千円（企画展開催に伴う借用資料搬送等）
計	3,112 千円

2 事業概要

(1)事業の目的

- ・赤穂藩士として歴史に名を刻み、俳諧の世界にもその足跡を残した萱野三平が、令和7年に生誕350年を迎えます。
- ・令和6年4月に移転・リニューアルした郷土資料館や、北大阪急行線延伸での箕面萱野駅開業により、「萱野」という地名が広く知られるようになったことから、萱野三平や萱野三平旧邸長屋門（大阪府指定史跡）の知名度を上げ、来館者増をめざします。

(2)企画展・関連講座の内容

- 企画展「赤穂事件と萱野三平（仮称）」や関連講座を開催します。

- ・企画展開催時期（予定） 令和7年5月頃

（内容）「赤穂事件」の始まりである江戸城中松の廊下で起こった刃傷事件から赤穂義士たちの最後に至るまでを、他施設から借用した資料等を活用して解説します。

- ・講座開催時期（予定） 令和7年6月頃

（内容）箕面・萱野郷に生まれ、「親への孝行」と「主君への忠義」の板挟みの中で自刃した「萱野三平」の足跡を紹介します。



子どもの居場所運営事業について

子ども未来創造局 中央図書館

- ◆ 図書館では、平成13年(2001年)から地域の市民団体からの提案を受け、主に土日や長期休み期間を中心に小中学生を対象とした、子どもの居場所づくりに取り組んできました。
- ◆ 国の補助金を活用し、NPO 法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや、子どもの可能性を引き出すための効果的な支援方策を実施・検証します。

1 予算概要

子どもの居場所運営事業

【歳出】 委託料 5,000 千円

【歳入】 国庫補助金 5,000 千円（上限）

こども家庭庁「NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」

負担割合 10/10補助 ※採択された場合に実施

2 事業概要

(1)実施スケジュール(予定)

- ①4月～5月 実施団体の公募・選定
- ②6月 補助金申請
- ③8月～ 事業実施

(2)事業内容等

【実施場所】 西南図書館

【対象】 主に小中学生

【実施日等】 平日の16時から20時までの時間帯を中心とする

【事業内容】 NPO 法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子どもの可能性を引き出す取組を募集。

○事業テーマの例

- ・ 遊びをとおして主体性を育む場づくりの実施
- ・ 自主学習のサポートにより学習習慣を身につける場づくりの実施
- ・ 体験活動などを通じて、交流し育ちあう場づくりの実施 等

新市立病院整備事業の見直し及び 令和7年度病院事業会計予算（案）について

市立病院 新市立病院整備室

- ◆ 建設会社やサブコンとのヒアリングの結果、当初予定していた整備発注方式では、入札の成立が見込めないことから、新市立病院整備の整備発注方式を見直し、継続費の補正を計上します。
- ◆ 利用料金制による指定管理者制度への移行に伴い、令和7年度当初予算から入院、外来の医業収益や人件費、材料費などの医業費用が無くなり、指定管理者に支払う経費や資産管理（取得、償却等）、企業債管理（借入、返済）、病院事業管理（指定管理者評価委員会等、看護師等確保対策、人材確保対策等）及びその支払いに対する一般会計からの繰入れに係る予算に変更となります。
- ◆ 新市立病院建設用地の取得時期を見直し、土地開発公社に先行取得を依頼した土地に係る債務負担行為を再設定します。

1 新市立病院整備事業の見直し

建設会社やサブコンとのヒアリングの結果、当初予定していた整備発注方式「基本設計からのデザインビルド方式（基本設計DB方式）」では、建設・設備工事会社の参加が困難であり、入札の成立が見込めないことから、基本設計・実施設計だけでも進めることが早期開院に向け最善であると判断し、整備発注方式を「設計施工分離方式」に見直します。なお、想定する開院時期や整備事業費は次のとおりです。

項目		見直し前	見直し後
整備発注方式		基本設計DB方式	設計施工分離方式
参考	開院時期(想定)	令和10年中	令和13年度中
	整備事業費(想定)※用地費等は除く	42,909,035 千円	49,846,209 千円

【参考1：スケジュール、病院建設の想定】

・スケジュール（想定）

令和7～9年度：基本設計・実施設計
 令和10～13年度：施工、医療機器等整備
 令和13年度中：開院（今後の建設市況等によって変更となる可能性あり）

・病院建設の概要（想定）

病床数 390 床、1 床あたり面積 90 m²、建築単価 115.6 万円/m²（概算）
 整備事業費 49,846,209 千円
 うち造成工事 12 億円、病院棟等建設 406 億円、医療機器等整備 61 億円、
 駐車場建設 19 億円、その他 1 億円

※過去1年間の物価上昇率等を参考に算出した額であり、今後の建設市況等によって大きく変動する可能性あり。

【参考2：関連する補正予算※の概要】※2月27日発送予定

（令和6年度病院事業会計補正予算（第2号）のうち新市立病院整備関連分）

■継続費

・新市立病院整備事業

整備発注方式の変更に伴い建設工事費等の経費を一旦減額し、基本設計・実施設計及び新市立病院整備支援業務に係る経費のみ計上します。

※設計完了後に、期間の見直し、整備事業費等の追加を行います。

単位：千円

項目	補正前	補正後
期間	令和6年度～10年度	令和6年度～10年度
総額	42,909,035	1,651,519
令和6年度	30,800	9,900
令和7年度	15,533,752	28,600
令和8年度	8,243,544	659,978
令和9年度	9,547,992	883,741
令和10年度	9,552,947	69,300

・新市立病院整備CM業務委託事業

整備発注方式の変更に伴い期間を延長のうえ、委託内容を見直します。

単位：千円

項目	補正前	補正後
期間	令和5年度～7年度	令和5年度～9年度
総額	94,600	139,285
令和5年度	26,607	26,607
令和6年度	35,475	25,118
令和7年度	32,518	4,840
令和8年度		25,520
令和9年度		57,200

■新病院建設用地購入費

整備事業の入札不調に伴い事業着手が遅れるため、令和6年度に予定していた建設用地の取得を見送り、今後の整備スケジュールに合わせたタイミングで取得します。ただし、建設用地の一部（ポケットパーク用地）については、国庫補助金（都市構造再編集中支援事業費補助金）の活用が見込めるため、土地購入費を令和6年度に予算化し、令和7年度に先行して取得します。

単位：千円

項目	補正前	補正後
土地購入費等	6,523,846	203,521
財源		
企業債	6,523,800	—
国庫補助金	—	87,399
一般会計負担金	46	—
病院資金	—	116,122

2 当初予算の概要（令和7年度病院事業会計予算）

■債務負担行為

新市立病院建設用地取得事業

期間：令和7年度から令和9年度まで

限度額：669,663千円（ポケットパーク用地を除いた土地開発公社所有地購入金額）

※市所有地は令和8年度または令和9年度当初予算に計上予定

■収支（詳細は別紙）

・収益的収支

収益：一般会計補助金（人材確保対策、看護師等確保対策）ほか 1,720,212千円

費用：人材確保対策補助金、看護師等確保対策補助金ほか 1,789,533千円

収支差 △ 69,321千円

・資本的収支

収入：企業債、一般会計負担金（元金償還ほか） 879,115千円

支出：固定資産購入費、企業債償還金ほか 1,136,543千円

収支差 △ 257,428千円

2-1 一般会計からの繰入

単位：千円

項目	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	比較
病院事業収益	332,863	1,171,203	838,340
一般会計負担金			
救急医療負担金	128,727	136,454	7,727
小児医療負担金	63,450	63,900	450
高度特殊医療負担金	140,608	144,521	3,913
企業債支払利息負担金	78	7,717	7,639
病院事業管理費負担金	—	27,825	皆増
一般会計補助金			
人材確保対策補助金	—	750,186	皆増
看護師等確保対策補助金	—	40,600	皆増
資本的収入	—	386,615	386,615
一般会計負担金			
施設改修負担金	—	21	皆増
医療機器等購入負担金	—	26	皆増
企業債償還元金負担金	—	340,671	皆増
新市立病院整備事業負担金	—	45,897	皆増
計	332,863	1,557,818	1,224,955

2-2 当初予算の主な内容

(1) 新市立病院整備事業

- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| ① 新市立病院整備支援業務委託 | 28,600 千円 | 基本設計の支援 |
| ② 新市立病院整備CM業務委託 | 4,840 千円 | 設計者選定の支援 |
| ③ 測量委託 | 3,139 千円 | |
| ④ 不動産鑑定評価委託 | 2,623 千円 | |

(2) 指定管理料

- ・ 指定管理料 344,875 千円

診療報酬をもって診療体制の維持、確保が困難な政策的医療（救急医療、小児医療、高度医療）の提供の対価として、全国の公立病院に対する繰出し実績を基礎とした国の地方財政計画の単価を参考に、毎年度算定した額を支払います。

※従来的一般会計から病院事業会計への繰入金（政策的医療分）に相当

(3) 箕面市立病院指定管理者評価委員会

- ・ 委員報酬 53 千円
- ・ 費用弁償 6 千円

令和8年2月頃の箕面市立病院指定管理者評価委員会において、市長からの諮問に応じて「令和7年度（4～10月分）の事業実施状況」及び「令和8年度事業計画（案）」について調査審議します。

(4) 人材確保対策

- ・ 人材確保対策補助金 750,186 千円

指定管理者法人が、人材確保のために実施する事業（給与の減少に対する保障）に対し、市が病院設置者として財政支援のため補助金を支出します。

- ・ 補助期間 : 5 年
- ・ 補助金の算定基礎 : 現市立病院の医師を除くすべての職員について、市立病院在職中からの給与の減少に対する保障と、保障に伴い影響を受ける社会保険料の合計額

【参考】 人材確保対策補助金の財源

府補助金（病床転換等促進事業補助金）

- ・ 補助対象額 473,729 千円（常勤職員分のみ（社会保険料除く））
- ・ 補助額 236,864 千円（補助率 1/2）

※一般会計予算に計上（病院事業会計への繰出金の財源）

(5) 看護師等確保対策

① 看護師等確保対策補助金 37,600 千円

- ・ 令和8年度採用予定者に対する支度金 20万円×20名 = 400万円
 - ・ 令和7年度採用者に対する生活支援金 7万円×40名×12か月 = 3,360万円
- 市立病院の安定的な運営に向け、病院設置者として当面5年間の看護師等の確保を目的に、市立病院に入職するかたに、支度金・生活支援の補助金を支給します。

対象	勤務先要件	支援内容		補助期間	居住要件	返還免除要件
個人	市立病院	支度金	20万円	—	市内	入職から3年以上勤務
		生活支援補助金	月額7万円	最大3年		—

② 看護師養成学校等の訪問

- ・ 特別旅費ほか 3,000 千円
- 看護師養成学校等を直接訪問し、市立病院への入職の働きかけを行います。

(6) 診断書等交付手数料徴収

- ・ 収入 : 診断書等交付手数料 17,289 千円
- ・ 支出 : 診断書等交付手数料徴収委託料 17,289 千円

診断書、証明書等の交付手数料は市の収入となるため、指定管理者が代行して徴収し、徴収に係る委託料として、徴収した手数料に相当する額を指定管理者に支払います。

(7) 施設改修

○工事請負費 46,426 千円

- ・ ガス吸収式冷温水機改修 15,600 千円
- ・ 手術室空調設備改修 30,826 千円

新病院の開院までの間、患者や病院運営に支障を来さぬよう老朽化対応など最低限の補修工事と計画的な修繕を行います。

(8) 医療機器整備

○固定資産購入費 446,121 千円

- ・血管造影撮影装置等 247,500 千円
- ・脳波計・脳波システム 55,000 千円 ほか

新築移転を見据え、新たな治療・検査技術への対応に必要な機器や、老朽化に伴い更新が急がれる機器を重点的に整備し、病院運営への影響を最小限に抑えます。

(9) 財務会計システム構築

○固定資産購入費 6,695 千円

財務会計システムを含む電子カルテシステムの指定管理者制度への移行に伴い、新たに「財務会計システム」を構築します。

(10) 長期借入金の返済

- ・特別減収対策企業債元利償還 57,561 千円
- ・ボートレース事業会計借入金元利償還 200,700 千円

当初予算では、借入等を行った時点での令和7年度償還予定額（約定分）を計上します。残額については、令和6年度の病院事業会計決算の確定後、返済する予定です。